

認定こども園波除学園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 淳風会
所 在 地	大阪市港区波除 5-4-7
電 話 番 号	06-6585-3391
代表者氏名	理事長 西村 栄一郎

2 利用施設

認定こども園波除学園 本園

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園波除学園
施 設 の 所 在 地	大阪市港区波除 5-4-7
連 絡 先	電話番号 06-6585-3392 FAX 06-6585-3588
管 理 者	園長 安田 智恵
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 6人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 97人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 56人
開 設 年 月 日	1954年5月1日
事 業 所 番 号	4120005009566

認定こども園波除学園 分園 なみびよ

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園波除学園 分園 なみびよ
施 設 の 所 在 地	大阪市港区西区川口 3-10-9
連 絡 先	電話番号 06-6581-1800 FAX 06-6581-1800
管 理 者	園長 安田 智恵
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 12人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 8人
開 設 年 月 日	2009年4月1日

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

認定こども園波除学園

(1) 施設

敷 地		844 m ²
園 舎	構 造	鉄筋造 9 階建のうち 1 階から 3 階
	延べ床面積	1290.75 m ²
園 庭		地上園庭 228.3 m ² 3 階テラス 63.5 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
職員室	1 室	静養室を兼ねる。
乳児室	2 室	藤組(満 0 歳児クラス)赤組(満 1 歳児クラス)
ほふく室	1 室	藤組
保育室	6 室	桃組(満 2 歳児クラス)、白組(満 3 歳児クラス)、 について各 2 室、青組(満 4 歳児クラス)、黄組 (満 5 歳児クラス)について各 1 室
遊戯室	1 室	子育て支援室を兼ねる。
子育て相談室	1 室	応接室を兼ねる。
調理室	1 室	

認定こども園波除学園分園なみびよ

(1) 施設

敷 地		171.47 m ²
園 舎	構 造	木造 地上 1 階建の 1 階
	延べ床面積	99.38 m ²
園 庭		地上園庭 100.1 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	3 室	ぺんぎん組(満 1 歳児クラス)、いるか組(満 2 歳児クラス)、あしか組(満 3 歳児クラス)、かもめ組(満 4 歳児クラス)、くじら組(満 5 歳児クラス)

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号)を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
下記 8 に記載する時間において、教育・保育を提供します。
- (2) ①併設の高齢施設との交流を多く持ち、お年寄りに対する優しい心が身に付きます。
②園外保育を多く取り入れ、自然や文化的体験を味わいます。
③幼児クラスになると特別指導(英語・書道・体操・音楽)が行われます。
- (3) 送迎
登降園については原則として保護者が送迎を行うものとさせて戴きます。
- (4) その他
園児の保育のほかに一時預かり事業を実施し、地域の未就園児家庭に保育を提供します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容(栄養士については別掲) 4 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督し、認定こども園の運営を行う。	1	1		
主任保育教諭	園長を助け、命を受けて園務の一部、園児の保育をつかさどる。	3	3		
保育教諭	教育・保育に従事しその計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。保育補助は保育者の補助業務を行う。	30	18	12	
調理員	委託業者により配置。	4	4		

当園では、「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(9:00～18:15 の間の 8 時間)
主任保育教諭	正規の勤務時間帯(9:00～18:15 の間の 8 時間)
保育教諭	正規の勤務時間帯(7:00～20:00)シフト制
看護師	正規の勤務時間帯(9:00～16:15)

- ※ ローテーションにより、各保育者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日(休園日)が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、 夏季8月12日～16日、冬季12月25日～1月4日、 春季3月31日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日、10月～11月の土曜日1日間、12月29日～1月3日
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね6時間程度)	9時30分～15時30分(※注1)
2号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時00分～18時00分(※注2)
3号認定子ども	保育短時間 (最大8時間)	8時00分～16時00分(※注3)

(※注 1)9 時 30 分より前若しくは 15 時 30 分を超えて保育を必要とされる場合は、
預かり保育を利用することもできますので御相談ください。(別途利用者
負担 30 分につき 300 円が必要となります)

(※注 2)7 時 00 分から 18 時 00 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となり
ます。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要
とする時間を勘案し、当学園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定
します)なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育
が必要な場合は、20 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時
間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の
他に、下記の別途利用者負担が必要となります)
月額登録 1 時間 2,900 円、2 時間 5,900 円(利用の有無、日数に関係なく)
日額登録及び未登録者は 1 時間につき 300 円

(※注 3)8 時から 16 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする
時間を勘案し、当学園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。)
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な
場合は、7 時から 8 時まで又は 16 時から 20 時までの範囲内で、時間外保
育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払い
いただく通常の保育料の他に、別途利用者負担 1 時間につき 300 円が必要
となります)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理(調理業務は(株)テストィパルが行います。)

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	午前間食は離乳食完了後
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時 10 分頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時 20 分頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 40 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 50 分頃	15 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。

ただし、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定子ども

本園が入所申込み者より選考を行う。選考優位は(1)専願であること。

(2)在園児に兄弟がいること。(3)港区在住であること。(4)西区在住であること。(5)一時保育利用児のうち特定利用であること。となる。なお入所決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 学校医(嘱託医)

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科

医療機関の名称	はらだこどもクリニック
医院長名又は医師名	原田 由利香
所在地	大阪市西区境川 1-1-31 境川メディカルセンター
電話番号	06-6537-9213

- (2) 歯科

医療機関の名称	おがわ歯科
医院長名又は医師名	小川 哲
所在地	大阪市港区市岡元町 2-6-24-101
電話番号	06-6584-2525

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

認定こども園波除学園 本園

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有	・スプリンクラー	無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。			

認定こども園波除学園 分園なみびよ

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知器	無	・非常警報装置	有
	・非常用電源	無	・スプリンクラー	無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。			

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施。年に数回外部人権研修に参加。
職員個別面接時にてセルフチェックを行う。
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用。

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任(分園は分園主任) ・ご利用時間 9:00～17:00 ・電話番号 06-6585-3392 F A X 06-6585-3588 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	板谷 廣二	港区人権啓発推進協議会会長
	石井 力	大阪市立波除小学校校長
	高瀬 裕子	波除連合振興町会女性部長
	小川 なつ代	西区千代崎地区民生委員

※ 当園では、上記の他、園内に「ご意見・ご要望の解決のための仕組み」を掲示しています。また、定期的に保護者アンケートを行い、常時、要望・苦情等に係る投函箱を3ヶ所に設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故(保険者の保険金支払義務を具体化させる事故)・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	AIG 損害保険		
保険の内容	園内外を問わず園の主催共催の行事担保		
保険金額	(単位:1,000 円)		
	保険金額 対人1名につき	200,000 円	
	(支払限度額) 1事故につき	500,000 円	
	対物1事故につき	10,000 円	
	最低保険料	15,000 円	
	免責金額 対人	14,060 円	
(自己負担額) 対物		940 円	
	合計保険料	15,000 円	

20 園児の利用状況(毎年度 4 月 1 日現在)

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
2・3 号認定 子ども	0 歳児	9 人	9 人	9 人
	1 歳児	21 人	21 人	21 人
	2 歳児	26 人	26 人	26 人
	3 歳児	34 人	34 人	32 人
	4 歳児	35 人	35 人	32 人
	5 歳児	34 人	34 人	34 人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成 29 年度受審	ホームページに記載
自己評価の実施状況	毎年度実施	

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨(適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無)

なし(有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載)

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

改訂日 令和 7 年 6 月 12 日

別 表

1. 保育の提供に要する保護者負担金(園費)

(1) 園費の内訳

① 1・2号認定を受けた子どもに係る給食費

栄養士の作成した献立・栄養管理による給食の提供。細やかな離乳食、アレルギー除去(代替)食や毎日の手作りおやつ提供。また年間計画に基づいた特色ある食育指導の提供など、これらに係る費用。

② 教材費・卒園記念費

日常の教材費(画用紙・折り紙・絵の具・版画・制作材料・知育教材・玩具)、各種行事費用・各行事会場費(遠足バス・遠足入場料・音楽や人形劇鑑賞料金・運動会・マーチング・発表会材料費・お土産・記念品・卒園式・卒園アルバム代)、特別指導(英語・書道・体操・音楽)など特色ある教育のために係る費用。

(2) 月額園費金額

2・3号認定子ども					
クラス	園費(毎月)				月合計
	主食費	副食費	教材費	卒園記念費	
0	0	0	500	0	500
1	0	0	700	0	700
2	0	0	1,000	0	1,000
3	2,500	4,500	1,300	0	8,300
4	2,500	4,500	1,500	0	8,500
5	2,500	4,500	2,000	1,000	10,000 ^{本園}
				700	9,700 ^{分園}

1号認定子ども					
クラス	園費(毎月)				月合計
	主食費	副食費	教材費	卒園記念費	
3	2,500	4,500	1,300	0	8,300
4	2,500	4,500	1,500	0	8,500
5	2,500	4,500	2,000	1,000	10,000

※上記に加え、各クラス毎に成長発達に合わせた絵本をこども園が選び、代金は実費徴収として(400円前後・年度により変わります)配本いたします。

また、保護者会より350円の徴収があります。

2. 園費以外の実費及び物品徴収の内訳

(1) 新入・進級時

制服一式 19,360～22,880円・体操服夏・冬一式 12,760円・通園バッグ 4,950円
(全て3歳児以上)新年度用品代 7,170～10,810円・災害共済(全児年1回)・出席ノート(全幼児年1回)ワーク(全幼児年1回)・月間絵本(全児月1回)・のり・連絡帳
(0才児～2才児随時)・クレパス・マーカー等(全児随時)
登降園時用個人カード追加購入時1枚につき300円

3. 時間外保育に係る利用者負担

時間外保育事業に係る利用者負担に係る取扱いについては、大阪市に準ずる。